

いじめの防止等のための基本的な方針に基づく対応書

令和 5 年 4 月

吉川市教育委員会

目次

1	いじめの定義.....	- 3 -
	(1) いじめの定義の解釈の明確化	- 3 -
	(2) 「けんか」のとらえ方	- 3 -
	(3) 当該児童生徒がいじめを受けていることを否定した場合.....	- 3 -
2	教育委員会が行う施策.....	- 4 -
	(1) 吉川市いじめ問題対策連絡協議会	- 4 -
	(2) 吉川市いじめ問題対策委員会（第三者委員会）	- 4 -
	(3) 学校いじめ防止基本方針の確認	- 4 -
	(4) 出席停止.....	- 4 -
3	市が行う施策.....	- 10 -
	(1) 吉川市いじめ問題再調査委員会	- 10 -
4	学校が実施する施策.....	- 10 -
	(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と計画	- 10 -
	(2) いじめがあると思われる事実の把握とのその対応	- 12 -
	(3) 教育委員会への報告	- 12 -
	(4) 加害児童生徒への対応	- 13 -
	(5) 関係機関との連携体制	- 13 -
4	重大事態.....	- 16 -
	(1) 「重大事態」とは	- 16 -
	(2) 「重大事態」の判断	- 16 -
5	資料	- 19 -

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

定義に含まれる4つの要素

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して、心理的又は物理的に影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(1) いじめの定義の解釈の明確化

法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行なったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。

(2) 「けんか」のとらえ方

国の基本方針において、「けんか」はいじめとして取り扱わない旨の記述が存在するが、これは社会通念上の「けんか」をすべていじめから除外するものではない。法に規定されたいじめの定義に照らすと、一般に「けんか」ととらえられる行為（一定の人的関係のある児童生徒間でなされるもの）は、何らかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知される。いじめと認知することを要しない「けんか」は極めて限定的である。

(3) 当該児童生徒がいじめを受けていることを否定した場合

いじめを受けていると思われる児童生徒がいじめを受けていることを否定した場合であっても、通常であれば、心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合は、「いじめ」として積極的に認知する。

2 教育委員会が行う施策

(1) 吉川市いじめ問題対策連絡協議会

①開催

年2回程度

②吉川市いじめ防止基本方針に基づく施策の効果を検証する。

(2) 吉川市いじめ問題対策委員会（第三者委員会）

ア いじめ問題対策委員会の設置

①開催

通常時：年1回程度

重大事態発生時：速やかに招集をかける。

②委員の選出について

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。この対策委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

③調査

教育委員会が、第三者委員会を設け、個々に調査内容を諮問し、第三者委員会の答申を受けて報告書を作成する。答申書（報告書）をもって、調査主体の報告書とすることもある。調査の中核として、調査組織の結成、調査の実施、調査資料の収集・保管、調査報告書の作成、調査報告等、その役割は多岐に及ぶ。

④調査主体と調査の主体

調査主体は、教育委員会である。調査の中核として、調査組織の結成、調査の実施、調査資料の収集・補完、調査報告書の作成、調査報告等、その役割は多岐に及ぶ。調査主体は、調査の対象であるとの認識も必要である。

調査の主体は、第三者委員会である。本市では、吉川市いじめ問題対策委員会がこれに当たる。

(3) 学校いじめ防止基本方針の確認

各学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれの策定状況等を確認する。

(4) 出席停止

出席停止制度は、いじめ等の問題行動に毅然として対応するための一方策である。

暴力行為やいじめ等の問題行動を起こす児童生徒に対して、教育委員会が行うこの制度は、学校教育基本法第 35 条に規定されており、出席停止を命じる児童生徒に懲戒という観点から適用させるのではなく、学校の秩序を維持し、ほかの児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

一方において、出席停止を命じる児童生徒の教育を受ける権利にも配慮し、出席停止期間中の個別指導計画を策定して学習の遅れが生じないよう対応する必要がある。また、他の児童生徒に対して互いに尊重しあうことの大切さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活をよりよいものにしていこうとする意識を高める指導を行うことにより、当該児童生徒が学校や学級に円滑に復帰することができるような配慮を継続していくことも必要である。

出席停止についての事務の流れは、次ページのフローによるものとする。

いじめにおける加害者の出席停止が行われるまで

事件発生と関係なく、普段より学校が行っておくこととして・・・

◆職員の理解

「学校いじめ防止等のための基本的な方針」作成後、内容についての研修等を行い、制度についての理解を深める。

◆問題行動を起こした児童生徒の把握と指導記録の作成

児童生徒の問題行動を把握したときは、教育委員会への報告・相談を行うとともに、必要に応じて関係機関（警察・児童相談所）との連携を図るとともに、問題行動の事実関係や学校の指導内容を記録する。

1 いじめの発生後の対応

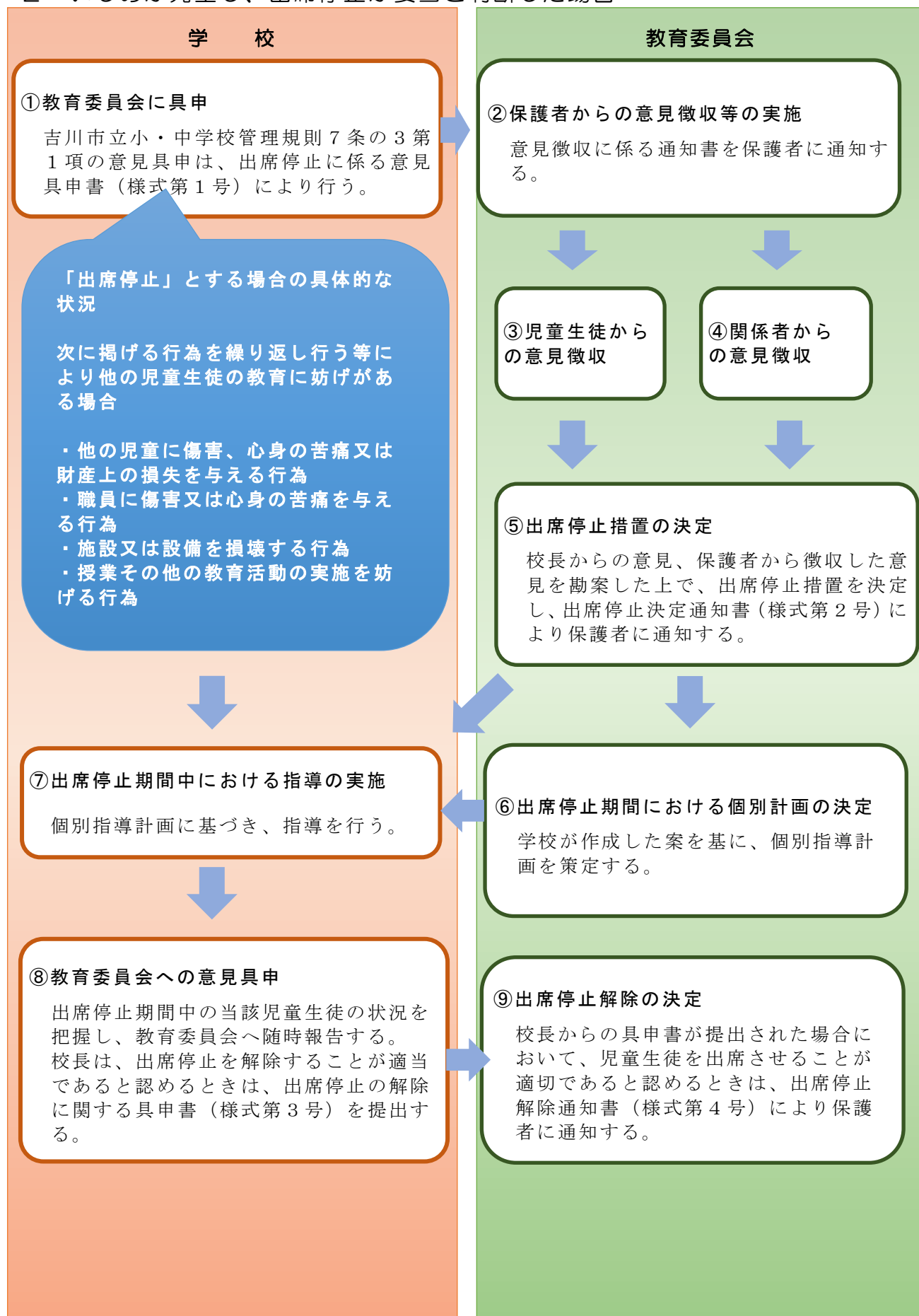
【加害児童生徒への対応】

- ① 本人へ指導
- ② 保護者を含めた指導
- ③ 別教室等による本人への指導

法第23条第4項においても、被害児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じるよう求められている。その際、加害児童・生徒の学習権についても留意する必要があるため、必要性の判断は慎重に行う。特に、保護者に対しての説明は丁寧に行うことが必要である。

- ④ 複数の教員による見守り
- ⑤ 出席停止についての検討

2 いじめが発生し、出席停止が妥当と判断した場合



【チェックリスト1】法・基本方針・ガイドラインに則った対応

☐	「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針」が作成され、市民等にも周知されていた	12 条
☐	教育行政重点施策等に「いじめ防止」が明記されている	3・6 条
☐	いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置に努めた	10 条
☐	いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携が行われた	14 条
☐	いじめの通報・相談を受ける相談体制の整備に努めた	16 条
☐	関係機関等との連携強化や支援体制の整備に努めた	17 条
☐	いじめの防止等に従事する人材の確保・資質向上のための措置を講じた	18 条
☐	インターネットを通じて行われるいじめ防止のため、啓発・支援等に努めた	19 条
☐	いじめの防止等のための対策の調査研究を推進した	20 条
☐	いじめの防止の重要性、相談・救済制度等について広報・啓発を行った	21 条
☐	学校からいじめ発生報告を受け、学校への支援・指示等を行った	24 条
☐	状況に応じて、必要がある場合は出席停止措置をとった	26 条
☐	学校相互間の連携協力体制を整備した	27 条
☐	教育委員会が重大事態の調査主体となったとき、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに則った調査をした	
☐	重大事態の市長への調査報告を行った	30～32 条
☐	いじめを受けた児童生徒及び保護者に必要な情報を提供した	28 条
☐	重大事態の調査報告を受け、再発防止のための検討を行った	28 条・30 条
☐	教職員の重大な過失が確認された場合に、懲戒処分等の可否を検討した	

参考：学校管理職・教育委員会のためのいじめを重大化させない Q&A/100

【チェックリスト2】第三者調査委員会で検討対象となる事項

☐	「調査主体」の決定は適正だった
☐	第三者委員会委員の選定は公正に行われた
☐	調査主体事務局と第三者調査委員会事務局の役割分担が適切におこなわれた
☐	第三者委員会事務局の公平性の保持に努めた
☐	第三者委員会事務局は、会議録の作成や資料提供を適切に行った
☐	第三者委員会事務局は、必要な情報提供を適時適切に行なった
☐	調査主体事務局は、学校や保護者との連携・協働に努めた
☐	調査主体事務局は、第三者委員会の独立性を尊重した
☐	調査主体事務局は、保護者等の要望に丁寧に応えとともに、厳正な姿勢で臨んだ
☐	第三者委員会では、主張の強い委員の見解に押し切られず、公正な合議が行われた
☐	第三者委員会全体の守秘義務が守られた
☐	記録の作成・保存・廃棄が適正に行われた
☐	第三者委員会の審議は公平・公正に進められた
☐	第三者委員会の個々の委員に対する外部からの「圧力行動」はなかった
☐	市教育委員会と県教育委員会との連携が円滑に行われた

参考：学校管理職・教育委員会のためのいじめを重大化させない Q&A/100

3 市が行う施策

(1) 吉川市いじめ問題再調査委員会

①設置の時期

- ・ いじめ問題対策委員会の結果報告を受け、市長が再調査の必要を認めた時
- ・ その他、市長が必要と認めた時（並行調査）

②再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の調査を行う。

- ・ 調査等により、調査時に知りえなかった新しい重要な事実が判明した場合、又は新しい重要な事実が判明したものの十分調査が尽くされていない場合
- ・ 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ・ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ・ 調査委員の人選の公平性・中立性について、疑義がある場合

4 学校が実施する施策

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と計画

① 校内いじめ対策委員会の設置

【組織の構成】

ア 校長、教頭

- ・ 学校いじめ基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成
- ・ 各関係機関との連携・調整
- ・ 情報発信

イ 主幹教諭、教務主任

- ・ 生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理

ウ 生活指導主任

- ・ いじめ問題に関する情報収集と記録

エ 学年主任

オ 養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター等

※その他、個々の事案により学級担任や部活動顧問が参加可能となるよう柔軟に対応する。

② 会議の運営

ア 生徒指導部や生徒指導委員会などの既存組織を活用して法に基づく組織として機能させることも可能だが、学校いじめ対策組織としての会議であるという自覚のもとで協議したり、年間計画に位置付けて定例会議として開催したりする。

イ 事案が発生した場合には、緊急会議を開催

ウ 議事録の作成

- ・日時、出席者、記録者
- ・いじめの判断・認定結果
- ・継続事案の報告と今後の対応について
- ・その他、情報共有等

③ 組織の役割

ア 未然防止

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成
- ・校内研修の実施
- ・人権教育、道徳科、学級活動、ホームルーム活動等におけるいじめ防止の取組の実施

イ 早期発見

- ・いじめ相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動に係る情報の収集（アンケート、面談、健康観察等）と記録、共有。
- ・いじめの疑いの情報があったときには、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童・生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

ウ 対処

- ・丁寧な事実確認とアセスメントに基づく、いじめの解消に向けた組織的な指導・援助
- ・保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・加害児童生徒への成長支援も視野に入れた、両者の関係修復、学級の立て直し。

(2) いじめがあると思われる事実の把握とその対応

- ① 児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合など、いじめがあると思われる事態を個々の教員が把握した場合、「校内いじめ対策委員会」に報告（情報共有）し、学校として組織的な対応を行う。

ア いじめられている児童生徒の理解と心のケア（被害者保護を最優先）

イ 被害者ニーズの確認

- ・危機と一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめめる児童生徒や学級・ホームルーム全体の指導に関する具体的な支援案を提示し、保護者や本人に選択させる。

ウ いじめの加害者と被害者の関係修復

- ・いじめは絶対に許さないという毅然とした態度をとりながらも、いじめめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるよう心がける。

エ いじめの解消

- ・本人や保護者への面談を通じて解消の条件を満たしているかどうかを確認
- ・いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていく。

- ① 学校は、いじめの対応記録を作成する。様式は任意とするが、以下の内容については必ず確認し、記載するものとする。

ア 教員がいじめの疑いを把握した日

イ いじめの疑いを把握した端緒

ウ 関係している児童生徒氏名

エ いじめの発生時期

オ いじめの概要

カ 重大事態該当性の判断

キ 重大事態に関する申し立ての有無

ク 本人・保護者への説明

ケ 経過

コ 校内いじめ対策委員会としての解消の判断

(3) 教育委員会への報告

校内いじめ対策委員会においていじめを認知した場合については、すべてのケース

について教育委員会へ報告する。(法 23 条 2 項)

(4) 加害児童生徒への対応

- ① 本人へ指導（アセスメントと指導・援助）
- ② 保護者を含めた指導
- ③ 別教室等による本人への指導

法第 23 条第 4 項においても、被害児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じるよう求められている。その際、加害児童・生徒の学習権についても留意する必要があるため、必要性の判断は慎重に行う。特に、保護者に対しての説明は丁寧に行うことが必要である。

- ④ 複数の教員による見守り
- ⑤ 出席停止についての検討

→P6 いじめにおける加害者の出席停止が行われるまでフロー 参照

(5) 関係機関との連携体制

いじめの防止を目指すうえでは、学校だけで抱え込まずに地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながることも重要である。

例) いじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合は所轄警察署との連携を図る。

【チェックリスト1】法・基本方針・ガイドラインに則った対応

☐	「学校いじめ防止基本方針」が作成され、保護者等にも周知されていた	13 条
☐	学校基本方針等に「いじめ防止」が明記されている	8 条
☐	保護者や地域住民と連携を図り、未然防止・早期発見に取り組んだ	10 条
☐	いじめ防止等に取り組む学校組織が整備され、定例での会議が開催された	22 条
☐	学校組織には心理、福祉等の専門的知識を有する者等が所属していた	22 条
☐	全教育活動を通して児童生徒の「いじめに向かわない態度」の育成に努めた	15 条
☐	保護者等と連携し、児童生徒いじめの防止の取組の支援・啓発を行った	15 条
☐	アンケート調査等を計画的に行い早期発見に努めた	15 条
☐	児童生徒や保護者からの相談に応じる相談体制を整備した	16 条
☐	いじめ防止等に資する能力向上のため、教職員研修の充実等を行った	18 条
☐	インターネットを通じて行われるいじめ防止のため、啓発・支援等に努めた	19 条
☐	いじめが把握された時の通報・報告が速やかに行われ、組織的対応がされた	23 条
☐	保護者への報告が即刻行われ、その後の連携は円滑に進められた	23 条
☐	事実関係の確認・いじめの防止等の措置を適切に行ない、設置者に報告した	23 条
☐	状況に応じて、別室指導、警察通報等の措置をとった	23・ 25 条
☐	重大事態に即座に取り組むとともに、教育委員会を通じ市長に報告した	28・ 30 条
☐	いじめを受けた児童生徒及び保護者に必要な情報を提供した	28 条

引用：学校管理職・教育委員会のためのいじめを重大化させない Q&A/100

【チェックリスト2】第三者調査委員会で検討対象となる事項

☐	「いじめ」を単なるトラブルとして見逃した
☐	いじめを助長するような言動をする教職員がいた
☐	いじめの訴えに対し、「気にし過ぎ」「あなたにも悪いところがある」等の発言があった
☐	「被害児童生徒を守り抜く」という、目に見える具体的対応が見られなかった
☐	保護者への相談もなく、聴取・指導・謝罪等の取組が進められた
☐	指導の記録が適切に残されていなかった
☐	加害児童生徒への聴取・指導の際、威圧的に行われた
☐	児童生徒・保護者の納得が得られないまま「謝罪の会」が行われた
☐	いじめ防止等のための校内組織が機能せず、担任等に「任せきり」の対応に終始した
☐	専門機関との連携が十分行われず、学校だけで解決に向けて取り組んだ
☐	本人・保護者の確認をとらず、「いじめは解消した」と判断した
☐	被害者児童生徒の保護者と加害児童生徒の保護者の関係が悪化し、修復できていない
☐	内容の吟味が不十分なまま、被害児童生徒・保護者からの要求に応えていた
☐	いじめ防止に向けた日常の取組が不十分だった
☐	加害児童生徒への指導・支援が十分なされなかった

引用：学校管理職・教育委員会のためのいじめを重大化させない Q&A/100

4 重大事態

(1) 「重大事態」とは

市では、法第 28 条第 1 項の規定に加え、明確な事故または病死以外の死亡事案のすべてを含めた事態を重大事態とする。

(2) 「重大事態」の判断

法 28 条第 1 項の規定に基づく重大事態調査は、「学校の設置者又はその設置する学校」が重大事態に該当すると「認める」時に行うものとされているので、重大事態に該当するか否かを判断するのは、教育委員会又は学校になる。

そして、重大事態に該当するか否かの判断は、重大な被害又は相当期間の不登校の発生時を基準にして行うこととなる。なお、調査を通じて事後的にいじめがあったとの事実が確認されなかったり、いじめはあったものの重大被害や相当期間の不登校と因果関係は認められないとの判断に至ったりしても、そのことにより遡及的に「重大事態」の妥当性が否定されるものではない。

以上のことから、教育委員会は、学校に、校内いじめ対策委員会において、いじめ事案に対応する中で重大事態に該当するケースが発生したと認めた場合又は「重大事態」該当性の判断に迷う場合には、直ちに管理職から教育委員会に連絡をし、対応について協議するように指示をしておく。

他方で、教育委員会又は学校が、いじめと重大被害や相当期間の不登校の間に因果関係が存在しないと判断した場合や対象児童生徒に対するいじめがなかったと判断した場合には、通常は「重大事態」として取り扱われない。しかし、国基本方針や重大事態の調査のガイドラインでは、被害児童生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（申し立てに「重大事態」という言葉がない場合も含む）は、その時点で、「重大事態」として取り扱う必要があるとされている。

重大事態が発生した場合については、平成 29 年度に策定した「重大事態対応書」に沿って対応することとする。

発生報告

- ・学校は、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長へ報告しなければならない
- ①学校（校内いじめ対策委員会）において、「重大事態」に該当するか否かを判断する。
 - ②「児童生徒事故報告書速報」を教育委員会に提出する。
 - ③学校からの報告を受けた教育委員会において、当該事案を「重大事態」として調査すべきか否かを決定する。

調査組織の設置

- ・「重大事態」に該当し調査すべきと決定した場合は、教育委員会は、教育委員会と学校のいずれの下にどのような調査組織を設置するかを決定する。
- ・重大事態調査を実施する前に、被害児童生徒及びその保護者に対し、重大事態調査の概要等について説明する（加害児童生徒側にも説明する）。

調査の実施

- ・教育委員会又は学校は、その下に設置された調査委員会をして、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

情報提供

- ・教育委員会又は学校は、重大事態の調査中や調査後、被害児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

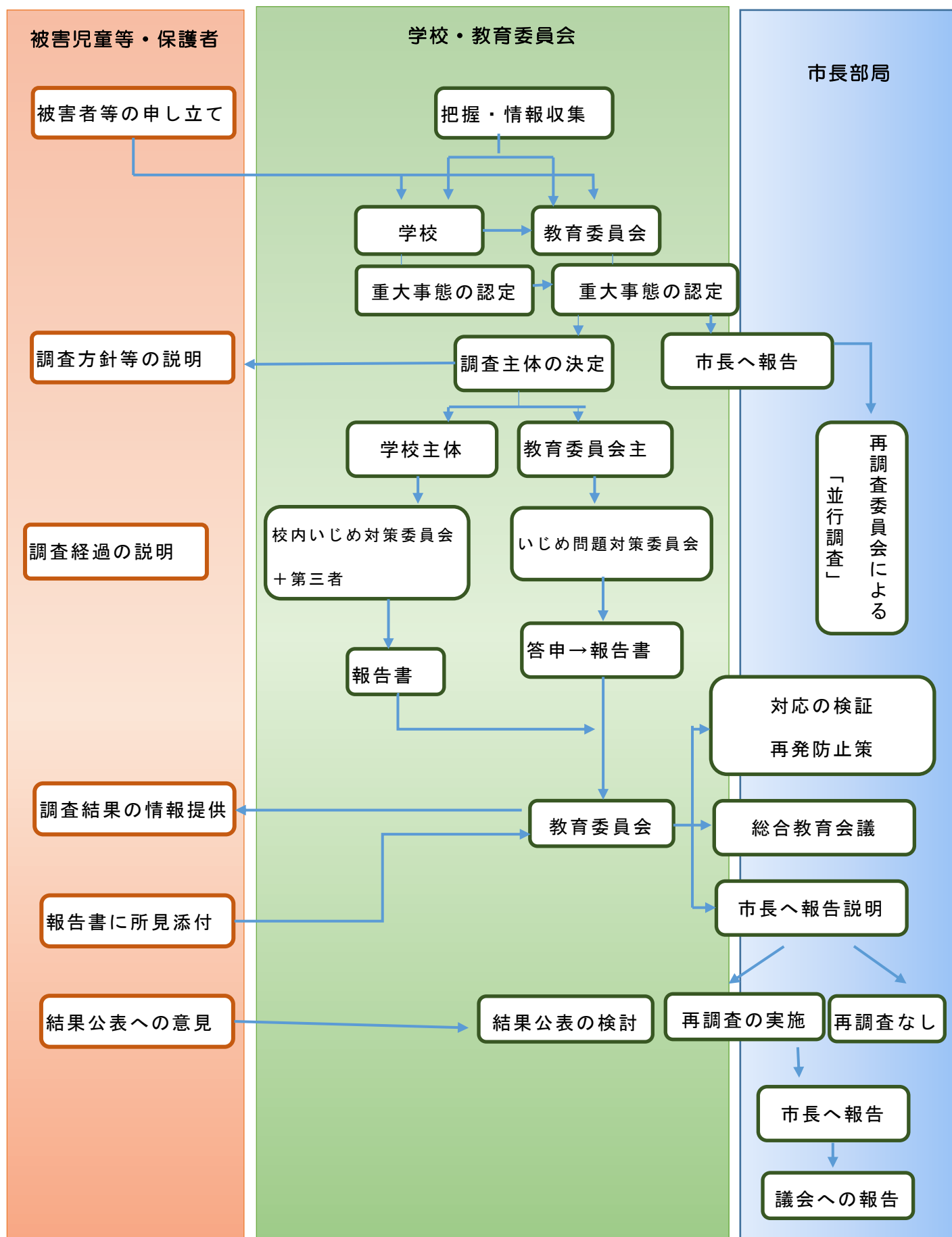
調査結果の報告

- ・教育委員会又は学校は、調査結果について市長へ報告する。
- ・教育委員会又は学校は、調査結果を公表するか否かを判断する。

再調査

- ・市長は、必要があると認めるときは、再調査委員会を設置し、重大事態調査の結果について調査を行うことができる。
- ・市長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

「重大事態調査」の流れ



5 資料

いじめ防止対策推進法

吉川市いじめ問題対策連絡協議会等条例

文科省通知：いじめの問題への取組の徹底について

文科省通知：問題行動を起こす児童生徒に対する指導について

文科省資料：いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください

文科省資料：いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

学校教育法：児童の出席停止

吉川市立小・中学校管理規則：性行不良による出席停止

出席停止の命令の手続きに関する規則

文科省資料：出席停止制度の運用の在り方について